

労働者派遣基本契約書（長期継続契約・単価契約）【約款】

（目的）

第1条 本契約は、乙が自己の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という）を当該雇用関係のもとに甲へ派遣し、甲の指揮命令を受けて労働に従事させることを目的とする。

（個別契約）

第2条 個別具体的な派遣期間、従事する業務、人数、就業条件など労働者派遣法により派遣契約に定めるべき事項、その他派遣就業に必要な事項については、甲と乙が労働者派遣個別契約（以下「個別契約」という）を締結し決定する。

（適用範囲）

第3条 本契約は、特に定めのない限り、本契約有効期間中に甲乙間で締結されるすべての個別契約に適用する。

（権利義務譲渡の禁止）

第4条 乙は、甲の事前の承認なくして、本契約上の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

（法令遵守）

第5条 甲及び乙は、労働基準法、労働者派遣法、その他の法令を遵守し、適正な派遣労働者の就業に必要な措置を講じなければならない。

（派遣料金）

第6条 甲は乙に対し、労働者派遣の対価として、別途定める派遣料金を支払うものとする。

2 甲が、派遣労働者を所定就業時間を超えて、または所定就業日以外に就業させたときは、別途定める割増料金を支払うものとする。

3 甲の責に帰すべき事由により、所定の就業日に派遣労働者が就業することができなかった場合も、乙は甲に派遣料金を請求することができる。

4 派遣労働者の甲の業務への遅刻・欠勤等による不就労については、その時間分の派遣料を乙は甲に請求できない。

（派遣料金の支払方法）

第7条 前条の派遣料金は、毎月月末に締め切り、月を単位として、乙の請求により支払うものとする。

2 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 甲は、前項の支払を遅延したときの遅延利息を政府契約の支払遅延防止等に関する法律の定めるところにより乙に支払う。

(適正な派遣労働者の選定等)

第8条 乙は、甲の求める業務に対し、適正な能力、経験、人格を備える派遣労働者を選定し派遣するよう努めるものとする。

2 乙は、派遣労働者が甲の指揮命令に従い、甲の職場における諸規定等を遵守するように、教育・指導その他必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、派遣労働者を選定した後、速やかに次の事項を甲に通知するものとする。

(1) 派遣労働者の氏名及び性別(派遣労働者が45歳以上である場合にあってはその旨並びに当該派遣労働者の氏名及び性別、派遣労働者が18歳未満である場合にあっては当該派遣労働者の年齢並びに氏名及び性別)

(2) 派遣労働者に係る健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無。(無の場合はその具体的な理由)

(適正な就業の確保等)

第9条 甲は、派遣労働者の就業にあたり、派遣先責任者及び指揮命令者をとおして、良好な職場環境の提供、適切な業務指導を行い、派遣労働者が効率的な業務を行えるよう必要な措置を講ずるものとする。

(派遣先責任者)

第10条 甲は、事業所その他派遣就業の場所ごとに、自己の雇用する労働者の中から派遣先責任者を選任し、労働者派遣法の定める派遣労働者の就業に必要な措置を講じなければならない。

(指揮命令者)

第11条 甲は、就業場所ごとに、自己の雇用する労働者の中から指揮命令者を選任し、派遣労働者が安全かつ適切に業務を処理できるよう指導しなければならない。

2 指揮命令者は、本契約及び個別契約の定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させてはならない。ただし、甲の職場の規律維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

(休暇及び代替者の確保)

第12条 派遣労働者が乙の就業規則に定める年次有給休暇及び特別休暇を申請した場合、乙は、原則として甲へ事前に通知するものとし、甲は、当該休暇の取得に協力するものとする。

2 甲は、前項の休暇の取得が業務の運営に支障を来たすときは、乙に取得予定日の変更、又は必要な場合の代替者の派遣を要求することができる。

(派遣業務の変更等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の内容を変更し、又は一部を中止させることができる。この場合において、必要があると認めるときは、甲乙協議して書面により契約金額又は履行期限を変更するものとする。

(予算の減額等による契約変更等)

第14条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除するこ

とができる。

(派遣労働者の交代)

第15条 派遣労働者が、甲の業務上の指揮命令に従わない、又は著しく業務能率が低いなど、労働者派遣の目的を達成できないときは、派遣労働者の交代を要請することができる。ただし、当該派遣労働者の交代が必要な理由を示して要請するものとし、甲と乙が協議して改善が見込まれるときは、その改善のための対処を優先する。

(報告等)

第16条 派遣労働者は、勤務報告書を作成し、その内容について毎勤務日に指揮命令者の確認を受けた後、毎月、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき報告を受けたときは、速やかに甲に通知しなければならない。

(守秘義務)

第17条 乙及び派遣労働者は、本契約に基づく派遣就業において知り得た甲の業務上の秘密事項を、派遣中はもちろん派遣終了後であっても、他に漏らしてはならない。なお、乙は、派遣労働者が秘密事項を他に漏らさぬよう適切な指導をしなければならない。

(個人情報及び特定個人情報)

第18条 甲は、派遣労働者の個人情報及び特定個人情報を派遣就業の目的以外で使用したり、外部に漏えいしてはならない。

2 乙は、派遣労働者に対し、派遣就業をとおして使用する個人情報及び特定個人情報を無断で漏えい、第三者提供などをしないよう指導するものとし、派遣労働者のこれら行為について責任を負うものとする。

(重責業務の事前通知)

第19条 甲は、派遣労働者を、現金や有価証券などの貴重品を取り扱う業務、自動車を使用した業務、その他個別契約に定める業務の範囲であっても派遣労働者の故意又は過失により重大な損失が生じる業務に従事させるときは、乙に対し事前に通知のうえ、甲乙間で別途必要な取扱いを定めるものとする。

(雇用の禁止)

第20条 甲は、個別契約に定める派遣期間中は、当該派遣に従事する乙の派遣労働者を雇用してはならない。

(損害賠償)

第21条 乙は、派遣労働者が甲における指揮命令および諸規定に反し、もしくは故意または重大な過失により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償することとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、第1号の規定により契約を解除するときは、催告を要しないものとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、指定期日までに派遣労働者を派遣しないとき又は派遣労働者を派遣する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約解除の申出を行ったとき。
- (3) 前号各号のほか、乙又はその代理人がこの契約書に違反したとき。
- (4) この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条の規定による公正取引委員会の乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）に対する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第 62 条第 1 項の規定による納付命令）が確定したとき。
- (5) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の 10 分の 1 相当額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、相当な理由によって契約の解除の申出があったときは、甲は、違約金を減免することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第 1 項の違約金に充当することができる。

（相殺）

第 24 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（暴力団等排除に係る契約解除）

第 25 条 甲は、乙が、葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 10 月 29 日付 24 葛総契第 539 号。以下「要綱」という。）別表の各号のいずれかに該当するとして（乙が事業協同組合であるときは、その組合員のいずれかの者が該当する場合を

含む。)、要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

3 第22条第2項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(再委託禁止等)

第26条 乙は、要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は葛飾区(以下「区」という。)の競争入札参加資格を有する者以外の者で区の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託してはならない。

2 乙が入札参加除外措置を受けた者又は排除要請者に再委託していた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。

3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

4 甲は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、区の契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入等に関する通報報告)

第27条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入等を受けた場合(再委託した者が暴力団等から不当介入等を受けた場合を含む。以下同じ。)は、速やかに甲への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面にて甲及び管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、速やかに甲及び管轄警察署に提出しなければならない。

3 乙は、再委託した者が暴力団等から不当介入等を受けた場合は、速やかに乙に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。

4 甲は、乙が不当介入等を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく通報報告を怠ったと認められるときは区の契約から排除する措置を講ずることができる。

(その他)

第28条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。